

令和2年4月30日

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る審査業務上の取扱いについて

一般社団法人
サステナビリティ情報審査協会
会長 松尾 幸喜

新型コロナウイルス感染症の拡大は、サステナビリティ報告書等の審査実務に様々な影響を及ぼすことが予想されるため、サステナビリティ報告書等審査・登録制度における審査業務上の留意事項を以下の通り取りまとめた。

I. 基本的な考え方

今回の新型コロナウイルス感染症は、2020年1月頃より我が国を含む多くの国で感染が拡大し、その被害はきわめて甚大なものとなり、未だ終息の目途が立っていない。その為、サステナビリティ報告書等の審査業務実務上、事実確認や合理的な見積りにおいては、人の移動制限や時間的制約等もあり、多くの困難を伴う場合が想定される。

今回の感染症の拡大においては、平常時であれば入手可能な証拠が得られないことがあるため、審査手続の選択や入手し得る証拠の証拠力が審査業務実施上の重要なポイントとなる。特に、見積もりの合理性については、適切に判断すべきであるが、今回の状況から判断し、個別の事象に係る従前の基準と比較し、ある程度の概算によるものも合理的な見積もりの範囲内にあると判断できる場合もあると考えられる。

審査業務実施上の留意点としては、感染症の拡大による事業所の一時閉鎖や製造品目の大幅変更等の特別事象が、サステナビリティ報告書等の記載内容にどのような変化を与えているかを確認することが必要である。その上で、データ収集や見積りが困難な場合には、当該データ収集や見積りの制約に関する重要な事項がサステナビリティ報告書等において適切に記載されていることを確認することが必要である。

審査手続に関して、一部手続の実施に制約がある場合でも、他の手続から得た証拠、内部統制の状況などを総合的に評価した結果、必要な心証を得ることができる場合は、重要な手続の制約とならない場合もあることに留意する必要がある。

以下の個別事項は、この基本的な考え方を踏まえたものであり、これ以外の事項において判断が求められる場合も以下に記載した内容を参考にすることができる。

II. 感染症の拡大が甚大な影響を与えている最中（もしくは後）に審査業務の対象期間 末日を迎える企業

(1) 審査業務の実施範囲の制約

サステナビリティ情報について、感染症の拡大により画一的に虚偽記載のリスクが高まるわけではないことや、通常時でも、精査等により利用可能なすべての情報を検証しているわけではないことに留意が必要である。

①バウンダリー

これまで集計対象としていた重要な組織（事業所、子会社）をバウンダリーから除外する場合、パフォーマンス指標の範囲の変更と同様に取り扱い、集計範囲が変更されている旨、その理由（感染症の拡大への影響により、集計プロセスの再構築が必要等）、その影響が可能な限り記載されていることを確かめる。

②パフォーマンス指標

重要なサステナビリティ情報及び重要な環境情報のうち、これまでの集計方法を適用できないデータについて、簡易な集計方法を採用する場合、パフォーマンス指標の集計方法の変更と同様に取り扱い、集計方法が変更されている旨、その理由（感染症の拡大により、事業所の操業をストップした等）、その影響が可能な限り記載されていることを確かめる。

（2）審査業務における意見表明

審査業務の意見（結論）を表明するに当たって、十分かつ適切な証拠が得られず、かつ、その影響が重要な場合は、審査業務の実施範囲の限定又は意見不表明の可能性について、慎重に検討する必要がある。なお、審査業務の実施範囲の制約に関する影響の記載が概括的になされている場合においても、その記載がサステナビリティ情報の想定利用者の意思決定に誤解を与えない内容であるかどうかを慎重に検討する必要がある。

Ⅲ. 感染症の拡大が甚大な影響を与える前に対象期間末日を迎えた企業

感染症の拡大前にサステナビリティ報告書等の対象期間末日を迎え、同日を越えて当該報告書を発行する場合において、今回の感染症の拡大に係る影響は後発事象として取り扱うことになると考えられる。

したがって、感染症の拡大に係る影響は、その影響が重要な場合に、後発事象として記載することが原則的な取扱いになる。なお、サステナビリティ報告書作成時に入手可能な情報が限られる場合には、後発事象としての開示内容が概括的になることはやむを得ないものと考えられる。

以上